

定期監査報告書

第1 監査の対象及び期日

保健福祉局【明細は別表のとおり】

第2 監査に当たった監査委員

竹内 道宏，濱田 弘，矢野 周子，大橋 健良

第3 監査の方法

今回の監査は、主として令和3年度に執行された事務のうち、収入、支出、契約等予算の執行及び財産の管理等について、その事務が法令等に従い適正に行われているかどうかを主眼に実施した。監査にあたっては、任意に関係書類を抽出して調査し、必要により関係職員から事情を聴取するとともに、前回の定期監査で検討、改善等を要望した事項が適正に処理されているかについても留意して実施した。また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

第4 監査の結果

監査の結果、事務処理については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、次のとおり改善を要する事項が認められたので必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

記

[福祉援護課]

行政財産目的外使用許可について

行政財産目的外使用許可の使用料について、次の事項の事務処理が適正を欠くと認められるので、倉敷市財務規則に従い適正に処理されたい。

- (1) 令和2年度分は同年4月に調定し収納すべきところ、事務処理が著しく遅延し翌年度に行われていた。
- (2) 令和3年度分は同年4月に調定し収納すべきところ、事務処理が遅延し約半年後に行われていた。

[生活福祉課]

生活保護費返還金について

生活保護費返還金について、収入未済額縮減への対応は行われているが、滞納繰越分の収入未済額が多額となっているため、負担の公平性及び財源確保の見地から、引き続き収入未済額の縮減に努められたい。

別表

監査の対象	監査の期日	監査の対象	監査の期日
保健福祉推進課	令和3年12月1日	子ども相談センター	令和3年12月13日
指導監査課	令和3年12月1日	保育・幼稚園課	令和3年12月2日
福祉援護課	令和3年12月8日	健康長寿課	令和3年12月9日
生活福祉課	令和3年12月2日	介護保険課	令和3年12月3日
障がい福祉課	令和3年12月7日	国民健康保険課	令和3年12月6日
子育て支援課	令和3年12月13日	医療給付課	令和3年12月10日

(注) 福祉援護課には、被災者生活支援室を含む。

障がい福祉課には、総合療育相談センター及び事業所指導室を含む。

子ども相談センターには、倉敷家庭児童相談室を含む。

保育・幼稚園課には、保育・幼稚園支援室を含む。

健康長寿課には、地域包括ケア推進室及び被災者見守り支援室を含む。